

南魚沼市地下水の採取に関する条例一部改正（案） パブリックコメント（意見募集）の結果

環境交通課 ☎773・6666

南魚沼市地下水の採取に関する条例一部改正（案）について、3月4日（金）～4月1日（金）にパブリックコメントを行った結果、14件（4人）の意見がありました。提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。寄せられた意見を反映させた条例の改正案を、南魚沼市地下水対策委員会に諮り、答申を踏まえたうえで、議会に提出する予定です。

意見の概要	市の考え方（対応）
長期間井戸を使用するために、水中ポンプとケーシング管内径の間隔は維持管理上、最低25mm以上が望ましい。ケーシングの腐食や、水中ポンプ胴周囲のさびでポンプを引き上げられないといったトラブルを起こさないためにもケーシング口径の基準を見直すことが大切だと考える。	条例別表第3で揚水機の吐出口径に応じたケーシング口径を区分していますが、ケーシングの材質や掘削の方法などの理由で、条例で規定するケーシング口径では施工できない申請案件が確認されています。揚水量に大きな影響はないと考えられますので、施工に支障が出ない選定ができるようケーシング口径の基準を見直します。
地域ごとの地盤沈下の状況、推移について公表してもらいたい。	重点区域内は、毎年9月に新潟県と市の共同で、水準測量を実施して地盤沈下量を計測しています。調査結果は、翌年3月に新潟県ウェブサイトで公表しています。市ウェブサイトからも調査結果を確認できるように対応しました。
事情により、井戸設置許可申請時にさく井施工業者が未定の場合でも申請を受け付けてほしい。	市内の井戸設置工事などは、市に登録されている施工業者が実施することで、適正な施工や手続きが行われていると考えています。許可申請時には、市に登録されている施工業者を選定してもらうようにお願いします。
南魚沼市地下水対策委員会の委員名簿や選考基準、審議内容を公開してほしい。	委員名簿や委員会の審議内容は、情報公開条例に基づく公開請求で公開が可能です。なお、地下水対策委員の選考基準の規定はありません。
地盤沈下に影響がないと思われる地域や広い敷地の家屋などは、現在の規制では水量不足になることがあるため、人力で除雪をする必要があり、除雪ができない人などの生活に支障が生じている。消雪対象面積に応じた水量の改正が必要と考える。	重点区域から離れた地域であっても、過剰な揚水は当該区域や他の地域に影響が生じる恐れがあります。条例では、全市民が節水を実行し、地盤沈下を抑制していくことを理念としています。その他区域でも、新規掘削は一定の抑制が必要であると考えていますので、ご理解をお願いします。
許可水量の算出方法は建築面積を対象としているが、新築住宅は建築面積が少ないため吐出口径は32mmとなる案件が多くなっている。（その他区域に関する意見）	